

第24回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年5月31日（火）午前9時00分より、役場各種委員会室において第24回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 買入協議の要請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度の最適化活動の目標の設定等について

事務局出席者	事務局長	砂田隆樹
	事務局主任	森川真由美

議 長 これより、第24回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。6番 青木 委員、7番 高島 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第24回南幌町農業委員会総会は、5月31日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第24回南幌町農業委員会総会
は、5月31日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和4年4月26日、第23回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議 長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定

により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和4年5月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、2件でございます。

いずれも、認定年月日は令和4年5月13日、有効期限が令和9年5月12日までとなっております。

認定番号4の5の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇・〇〇。再認定です。

認定番号4の5の2、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、150経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和4年5月31日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項

の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,692㎡他計4筆ございまして9,512㎡となります。届出をした日ですが、令和4年4月20日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和4年5月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、3件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,034㎡他計2筆ございまして、45,073㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年5月11日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
4, 560㎡他計2筆ございまして、9, 060㎡となり、賃貸
借の合意解約日は、令和4年5月11日でございます。

3件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町
〇〇〇〇番、田で17, 424㎡となり、賃貸借の合意解約日は、
令和4年5月11日でございます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については提案のとおり承認することにご異議ありま
せんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といた
します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入
申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協
議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和4年5月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、2件でございます。

1件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,560㎡他計4筆ございまして、54,133㎡となります。

2件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で17,424㎡となります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第8** 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年5月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が2件でございます。初めに所有権移転を説明いたします。

所有権移転 整理番号4の5の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で11,486㎡他計4筆ございまして58,363㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定、整理番号4の5の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,803㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月31日までの〇年間となります。

整理番号4の5の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして、41,674㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年5月31日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第9** 議案第4号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定についてを議題をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定について。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号）農林水産省経営局農地政策課長名通知に基づき、南幌町農業委員会の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、また、「農業委員会による最適化活動推進等について」（令和4年2月2日付け経営第2584号）農林水産省経営局長通知に基づき、「令和4年度の最適化活動の目標設定等」について議決を求める。

令和4年5月31日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況の公表を目的としております。

まず、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づいて記載しております。

2 農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員会の現在の体制を記載しております。

次ページの担い手への農地の利用集積・集約化。1 現状及び課題につきましては、農地面積は、耕地・作付面積統計及び集積面

積は、担い手へ利用集積された総面積を記載しております。
集積率は95.8%となっております。

2 目標及び実績につきましては、達成状況は100%となっております。

3 目標の達成に向けた活動は記載のとおりです。

4 目標及び活動に対する評価は記載のとおりです。

次ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題は、平成31年度新規参入者数が1経営体ありましたが、新規参入者が取得した農地面積はありませんでした。

2 令和3年度の目標及び実績は、実績がありませんでした。

3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価につきましては、記載のとおりです。

次ページ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、遊休農地は発生しておりません。活動実績は、農地の利用状況調査を8月から9月に実施し、11月に調査結果を取りまとめております。

次ページの違反転用への適正な対応につきましては、記載のとおり違反転用は発生しておりません。

次ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から次ページ 事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定について説明いたします。

農業委員会の状況。1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の体制を記載しております。2 農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス及び耕地・作付面積統計に基づき記載しております。

次ページの最適化活動の目標。1 最適化活動の成果目標、

(1) 農地の集積。①現状及び課題については、本町の農地面積は耕地・作付面積統計及び集積面積は担い手へ利用集積されている総面積を記載しております。②目標につきましては、目標年度を令和8年度として、南幌町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき集積率を概ね95%としております。

(2) 遊休農地の解消。①現状及び課題及び②目標については、本町では遊休農地の発生がありませんが、引き続き農地パトロールを実施し、未然に防止するとしております。

次ページの(3)新規参入の促進。①現状及び課題については、令和3年度に新規参入者1経営体、面積1.2ヘクタールとなっています。②目標については、過去3か年の権利移動面積の平均値の1割を設定しております。

続きまして、2最適化活動の活動目標。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、月6日を設定しています。

(2)活動強化月間の設定目標は年3回を予定しており、内容は記載のとおりとなっています。

(3)新規参入相談会への参加目標については、参加回数を1回と設定し、内容は記載のとおりとなっています。

なお、今後の公表に係る業務ですが、目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに最適化活動の目標の設定等が承認されましたら、町ホームページに公表し、北海道を通じて農林水産省に報告いたします。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度の最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第24回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第24回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時17分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番